

4メートル未満の道路に接して

門・塀・擁壁などを設置する際のルール

ルールを守り安全で

環境の良いまちづくりを

建築基準法は、建築する場合の最低限の基準を定めています。

建築物は、原則として幅員4メートル以上の道路に接している敷地にしか建築できません。しかし、幅員が4メートル未満でも法が適用される前から建築物が立ち並んでいる道（幅員1・8メートル以上）は道路とみなし、建築が可能となります。

この「みなし道路」は、道の中心線から両側にそれぞれ2メートル（道の反対側に河川・がけ地・線路敷地などがある場合は、河川などの境界から敷地側に4メートル）を道路境界（後退線）とし、その区域内に建築物だけでなく、門・塀・擁壁などを造ることも禁止されています。

安全で環境の良いまちづくりのため、このルールを守りましょう。

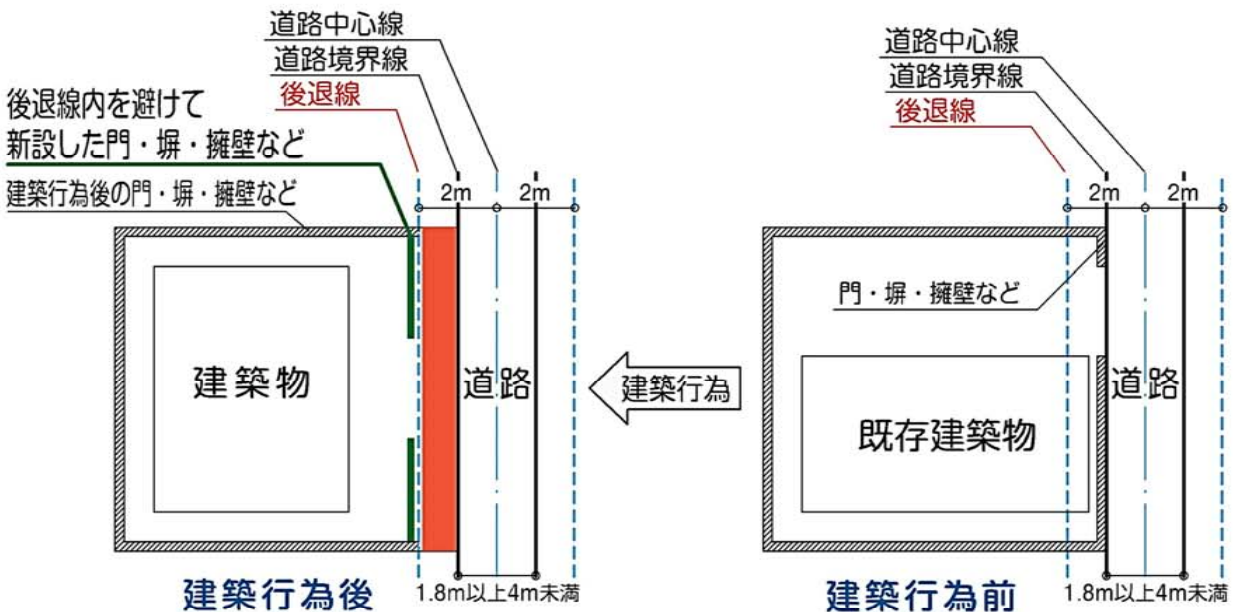


問 建築住宅課（西庁舎2階）

TEL 0538-374899
FAX 0538-3312050

○現在、後退線内に

門・塀・擁壁などがある場合



※道路境界線と後退線の間（後退線内）に門・塀・擁壁などの構造物がある場合は、建築行為を行う際に撤去しなければなりません